新旧対照表

岡山県農業近代化資金融通に関する取扱要領（昭和５０年８月２０日付け農経第５５９号農林部長通知）の一部を次の新旧対照表のとおり改正し、令和３年４月１日から適用する。

改　　正　　後	現　　行
岡山県農業近代化資金融通に関する取扱要領 農　林　部　長　通　知 制　　定　昭和50年８月20日付け農経第 559号 最終改正　令和３年４月１日付け組　第　69号 第１　（略） 第２　貸付対象事業等について １　～　２　（略） ３　資金使途の具体的な取扱い 要綱第２の４に掲げる資金使途の具体的な取扱事例としては、次のとおりとする。 (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（観光農園、農家民宿その他の観光農業施設を含む。）の改良、造成、復旧又は取得に要する資金 ア　観光農業施設の事例 観光農園管理施設、農産物直売施設、観光樹木、こん虫等養繁殖施設、駐車場、便所、総合案内所、休養施設、観光農業センター、自然景観保全施設、自然観察用動植物園等施設、特産民芸品加工施設、更衣施設、ごみ焼却施設、屋内外調理施設、農家民宿施設、体験学習施設又はこれらと一体的に機能する食品提供施設（主として観光農園等で生産される農畜産物を飲食の用に供するものに限る。）とする。 ただし、農家民宿施設にあっては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条第１項の過疎地域又は山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が設置するものに限る。 第３　～　第７　（略） 第８　融資手続き １　借入手続等 (1)　～　(4)　（略） (5) 債務保証に係る場合 融資機関は、借入希望者が基金協会の債務保証を希望する場合には、債務保証委託申込書等のほか、(1)、(2)又は(3)に掲げる書類の写しを添えて基金協会に提出するものとする。 ２　（略）	**岡山県農業近代化資金融通に関する取扱要領** 農　林　部　長　通　知 制　　定　昭和50年８月20日付け農経第 559号 最終改正　令和２年４月１日付け組　第　31**号** 第１　（略） 第２　貸付対象事業等について １　～　２　（略） ３　資金使途の具体的な取扱い 要綱第２の４に掲げる資金使途の具体的な取扱事例としては、次のとおりとする。 (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（観光農園、農家民宿その他の観光農業施設を含む。）の改良、造成、復旧又は取得に要する資金 ア　観光農業施設の事例 観光農園管理施設、農産物直売施設、観光樹木、こん虫等養繁殖施設、駐車場、便所、総合案内所、休養施設、観光農業センター、自然景観保全施設、自然観察用動植物園等施設、特産民芸品加工施設、更衣施設、ごみ焼却施設、屋内外調理施設、農家民宿施設、体験学習施設又はこれらと一体的に機能する食品提供施設（主として観光農園等で生産される農畜産物を飲食の用に供するものに限る。）とする。 ただし、農家民宿施設にあっては、農業振興地域の整備に関する法律第６条第１項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域自立促進特別措置法第２条の過疎地域又は山村振興法第７条第１項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が設置するものに限る。 第３　～　第７　（略） 第８　融資手続き １　借入手続等 (1)　～　(4)　（略） (5) 債務保証に係る場合 融資機関は、借入希望者が基金協会の債務保証を希望する場合には、債務保証委託申込書等のほか、(1)又は(2)若しくは(3)に掲げる書類の写しを添えて基金協会に提出するものとする。 ２　（略）

改　　正　　後	現　　行
３　利子補給の承認について (1)　(略) ア　市町村長への照会（別記様式第５号の１） (ｱ)　(略) (ｲ)　農地法、農業経営基盤強化促進法、都市計画法(昭和43年法律第100号)及び公害防止関連法との関係においての妥当性 (ｳ)　～　(ｴ)　(略) イ　(略) (2)　～　(4)　(略) ４　～　９　(略) 第９　(略) 第10　地方税法の特例 農業協同組合等が、法第２条第３項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。 １　不動産取得税 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が２分の１を超える場合にあっては２分の１）を乗じて得た額を価格から控除することとされている（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第10項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号)附則第７条第13項第１号）。 ２　固定資産税 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第１項第１号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（１台又は１基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年度間に限り当該機械及び装置の価格の２分の１の額とすることとされている（地方税法附則第15条第45項、地方税法施行令附則第11条及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第６条）。 ただし、平成16年４月１日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年３月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その所得価額が290万円以上(平成14年３月31日以前に取得されたものにあっては260万円以上)のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第４条第４項）。 ３　(略)	３　利子補給の承認について (1)　(略) ア　市町村長への照会（別記様式第５号の１） (ｱ)　(略) (ｲ)　農地法、農業経営基盤強化促進法、都市計画法及び公害防止関連法との関係においての妥当性 (ｳ)　～　(ｴ)　(略) イ　(略) (2)　～　(4)　(略) ４　～　９　(略) 第９　(略) 第10　地方税法の特例 農業協同組合等が、法第２条第３項に規定する近代化資金の貸付を受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。 １　不動産取得税 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸し付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸し付けを受けた額の割合（当該割合が２分の１を超える場合にあっては２分の１）を乗じて得た額を価格から控除することとされている（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第11条第11項及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号)附則第７条第14項第１号）。 ２　固定資産税 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の８第１項第１号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）が近代化資金の貸し付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（１台又は１基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年度間に限り当該機械及び装置の価格の２分の１の額とすることとされている（地方税法第349条の３第４項、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第52条の２の２第２項第２号及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第11条）。 ただし、平成16年４月１日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年３月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その所得価額が290万円以上(平成14年３月31日以前に取得されたものにあっては260万円以上)のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一 ３　(略)

改　　正　　後	現　　行
第11　東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例 　要綱第２の３に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第２条第３項に規定する近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第１第１号の課税物件の物件名の欄３に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年３月11日から令和４年３月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第１項第６号及び第２項第７号）	第11　東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例 　要綱第２の３に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第２条第３項に規定する近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第１第１号の課税物件の物件名の欄３に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年３月11日から令和３年３月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第１項第６号及び第２項第７号）
別記様式第１号	別記様式第１号
借　入　申　込　書　（共同利用施設：法人用） 年　　月　　日 殿 住　　所 名　　称 代表者名　　(削る) 電　　話 下記により農業近代化資金の借入を申し込みます。 （略）	借　入　申　込　書　（共同利用施設：法人用） 年　　月　　日 殿 住　　所 名　　称 代表者名　　㊞ 電　　話 下記により農業近代化資金の借入を申し込みます。 （略）
別記様式第２号	別記様式第２号
借　入　申　込　書　（共同利用施設：団体用） 年　　月　　日 殿 住　　所 名　　称 代表者名　　(削る) 電　　話 下記により農業近代化資金の借入を申し込みます。 （略）	借　入　申　込　書　（共同利用施設：団体用） 年　　月　　日 殿 住　　所 名　　称 代表者名　　㊞ 電　　話 下記により農業近代化資金の借入を申し込みます。 （略）
（略）	（略）

改　正　後	現　行
別記様式第３号　～　別記様式第６号　（略） 別記様式第７号 貸　付　実　行　猶　予　願 融資機関 殿 借入希望者 住　所 氏　名　(削る) （略）	別記様式第３号　～　別記様式第６号　（略） 別記様式第７号 貸　付　実　行　猶　予　願 融資機関 殿 借入希望者 住　所 氏　名　㊞ （略）
別記様式第８号 農業近代化資金借入辞退届 年　月　日 岡　山　県　知　事 県　民　局　長　殿 市　町　村　長 岡山県農業信用基金協会長 融資機関名 代　表　者　(削る) （略）	別記様式第８号 農業近代化資金借入辞退届 年　月　日 岡　山　県　知　事 県　民　局　長　殿 市　町　村　長 岡山県農業信用基金協会長 融資機関名 代　表　者　㊞ （略）
別記様式第９号 農業近代化資金事前着工届 年　月　日 岡山県知事　殿 住　所 氏　名　(削る) （略） （略）	別記様式第９号 農業近代化資金事前着工届 年　月　日 岡山県知事　殿 住　所 氏　名　㊞ （略） （略）
別記様式第10号 農業近代化資金貸付対象施設等の事業完了確認報告書 年　月　日 岡山県知事 県民局長　殿 融資機関名 代　表　者　(削る) （略）	別記様式第10号 農業近代化資金貸付対象施設等の事業完了確認報告書 年　月　日 岡山県知事 県民局長　殿 融資機関名 代　表　者　㊞ （略）

改　　正　　後	現　　行
別記様式第11号　（略） 別記農村給排水施設資金・特定の農家住宅資金借入申込書 借　入　申　込　書　　（大臣特認資金） 年　　月　　日 殿 住　　所 名　　称 代表者名　　(削る) 電　　話 下記により農業近代化資金の借入を申し込みます。 （略）	別記様式第11号　（略） 別記農村給排水施設資金・特定の農家住宅資金借入申込書 借　入　申　込　書　　（大臣特認資金） 年　　月　　日 殿 住　　所 名　　称 代表者名　　㊞ 電　　話 下記により農業近代化資金の借入を申し込みます。 （略）
別記大臣特認計画書第１号　（略）	別記大臣特認計画書第１号　（略）
別記大臣特認計画書第２号の１ 農業者が居住する住宅移転計画書 （公　害　移　転） 借入申込者 氏　名　　(削る) （略）	別記大臣特認計画書第２号の１ 農業者が居住する住宅移転計画書 （公　害　移　転） 借入申込者 氏　名　　㊞ （略）
別記大臣特認計画書第２号の２ 農業者が居住する住宅移転計画書 （土地改良法の適用） 借入申込者 氏　名　　(削る) （略）	別記大臣特認計画書第２号の２ 農業者が居住する住宅移転計画書 （土地改良法の適用） 借入申込者 氏　名　　㊞ （略）

附　則（令和３年４月１日付け組第69号）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。